

県央保健所長告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成22年3月9日

県央保健所長 六本木 義 光

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0370102998	孝仁さわやか訪問看護 ステーション	盛岡市中太田泉田28番地	社団医療法人啓愛会	平成22年3月31日